資 料 ４

大都市制度（特別区設置）協議会の運営の事務的な取扱いについて（案）

**〔会議の開催場所〕**

○　原則、議会の委員会室とし、府市交互に設定する。

**〔会議の公開〕**

○　会議は、大都市制度（特別区設置）協議会規約第６条第８項に基づき公開する。

○　会議の開催は、あらかじめ報道機関へ情報提供する。

○　傍聴を認め、会議の状況をインターネット配信する。

○　配布資料、会議の議事録は、大阪府及び大阪市のホームページに掲載する。

○　以上のほか、協議の状況について、住民への情報提供、意見聴取に努める。

**〔委員の出席〕**

○　委員の代理出席は認めない。

※　委員が交代する場合は、会派から当該議会の議長に対し、新委員の名簿を提

出し、委員の推薦は、当該議会の議長から会長に対して行うこと。

○　各委員への会議開催通知は、開催日確定後、速やかに行う。

**〔協議について〕**

○　協議の資料は事務局が作成し、これをもとに質疑や委員間協議を行う。

○　国との協議内容は、適宜、協議会に報告する。

**〔その他〕**

○　必要に応じて、有識者等に会議への出席を求め、意見を聴いて議論を深める。

○　事務局の職員だけでなく、府市の関係部局の職員から説明させることができる。

○　協議会の情報等については、住民への情報提供に努めるとともに、情報提供の方法等については、協議会において協議する。